平成２８年（フ）第３９号
富山県高岡市江尻117番地７、前住所富山県高岡市江尻119番地11
債務者　黒田　徹夫
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延野　俊浩
4　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４０号
富山県高岡市江尻45番地５、住民票上の住所富山県高岡市江尻119番地11
債務者　黒田　政光
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延野　俊浩
4　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１３５号
新潟市南区大通２－３－８（住民票上の住所）新潟市南区鷲ノ木新田6815番地29、前住所新潟市西区大野町2965番地
債務者　石附畳店こと　石附　正男
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家　信彦
4　破産債権の届出期間　平成28年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県姶良市加治木町木田167－２　４棟203、住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町木田1354番地１
債務者　大宮路伸幸
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　隆之
4　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
広島県福山市多治米町２丁目12番22号　ファミールカワサキ５号棟、住民票上の住所広島県福山市多治米町６丁目17番21号
債務者　土井　宏之
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　義明
4　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７７号
群馬県高崎市菅谷町77番地63　Ａ号
債務者　安藤　美鈴
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘山　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８９号
香川県小豆郡土庄町大部甲3128番地
債務者　大森　直己
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市城山町６番20号（チトセハイツ101号）
債務者　栗原　天月
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場美紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１号
北海道滝川市緑町２丁目７番27号
債務者　松本　紀行
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　大剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
三重県伊賀市阿山ハイツ702番地の57
債務者　大平　光子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７６５号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―602号
債務者　藤井　初江（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蝶野　弘治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８号
香川県観音寺市坂本町２丁目６番17―201号ピュアハイツ観音寺Ⅱ、住民票上の住所香川県観音寺市大野原町有木268番地２
債務者　平口　正子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１８号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1612番地
債務者　亀山　達生
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１３０号
新潟市東区月見町６番35号、前住所新潟市東区月見町９番34号
債務者　生鮮市場のぐちこと　野口　昭一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
新潟地方裁判所民事部